

報告第 1 2 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 8 月 1 2 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

公用車による事故の損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月17日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

公用車による事故の損害賠償額の決定及び和解について

- 1 事故発生日時 令和7年5月25日（日）午後5時50分
- 2 事故発生場所 かすみがうら市戸崎943-1
- 3 相 手 方 （住所） [REDACTED]
（氏名） [REDACTED]
- 4 事故の概要 消防団による夜警の際、道路狭隘のため対向車に対してすれ違い待機を講じた後に車両を前進させたところ、車両後方部が相手方構造物に接触し、損壊させた。
- 5 示談内容
 - （1）過失割合 かすみがうら市100% 相手方0%
 - （2）損害賠償額 かすみがうら市 231,000円
相手方 0円
 - （3）損害賠償額を受領後は、その余の請求を放棄するとともに、この額以外に相互に何ら権利・義務関係のないことを確認し、今後裁判上・裁判外を問わず一切の異議の申立て、請求及び訴の提起等をしない。